第５９回　北海道地方交通審議会船員部会　議事概要

開催年月日	平成２５年８月２３日（金）
開催場所	北海道運輸局６Ｆ会議室

□議　　題□

１．北海道漁業（沖合底引き網）最低賃金の改正に関する諮問及び付託について
２．北海道漁業（大中型まき網）最低賃金の改正に関する諮問及び付託について
３．最低賃金専門部会の合同開催について
４．関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示について
５．管内船員職業安定業務取扱状況（平成２５年７月分）について
６．離職四法に基づく減船離職船員現況調べについて
７．離職四法に基づく求職手帳発給数及び支給実績について
８．その他
　(1)情報交換

□議事概要□

１．北海道運輸局より、沖合底引き網及び大中型まき網の船員の最低賃金の改正について諮問に至った経緯とその趣旨に関する説明があった。
　その後、資料に基づき８月７日付けで北海道運輸局長から北海道地方交通審議会会長代理あて諮問がされたこと及び８月 12 日付けで北海道地方交通審議会会長代理から船員部会長あて諮問事案の審議が付託されたとの説明があった。
　その後、北海道運輸局海事振興部長から船員部会長に付託文が手渡され、部会長より「適切な答申が出来るよう慎重な審議を行いたい」旨の発言があった。

２．事務局より、今般の付託にかかる沖合底引き網と大中型まき網の最低賃金専門部会は、合同で実施したい旨提案があり、了承された。
　また、その委員構成及び第１回最低賃金専門部会の開催目処について説明された。

３．事務局より、最低賃金改正の審議を行うに際し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公示を行う旨説明があった。

４．事務局より、平成２５年７月分の管内船員職業安定業務取扱状況、離職四法に基づく減船離職船員現況調べ、求職手帳発給数及び支給実績について説明が行われた。
　離職四法に基づく減船離職船員現況調べ、求職手帳発給数及び支給実績については前月より変更がないことから説明が省略された。
　公益委員より、新規求人内容について質問があり、事務局より回答があった。

５．労働者委員より、平成 23 年発生の函館のフェリー会社による不当労働行為にかかり、北海道労働委員会の救済措置命令に異議を唱える会社側が中央労働委員会に再審査を申し立て、その第１回審問が９月 19 日に開催されることが報告された。

６．労働者委員より、釧路の漁業会社の倒産により発生した船員の未払い賃金にかかり、賃金の支払いの確保等に関する法律に基づく立替払の事務処理に関して、迅速な対応を

求める要望があった。
これに対して事務局より担当課に伝える旨回答があった。

７．労働者委員より、第 92 次 FOC/POC キャンペーンを９月 10～12 日に実施する旨報告されるとともに、査察活動に対する協力要請があった。
また、８月１日の SOLAS ゲート取扱ルールの変更により、ゲートの出入り時に船員手帳の提示が求められているという情報提供がされるとともに、船員手帳ではなく自動車運転免許証で足りるのではないか、あるいは船員手帳を所持して上陸するとその間の労務監査時などに対応出来なくなるという意見があった。
これに対して事務局より、港湾管理者に事実の確認をすることと、仮に船員手帳の確認が必要な場合はその間の労務監査時の対応を担当に確認して、次回船員部会時に報告する旨回答があった。

８．次回の船員部会は平成 25 年９月 27 日（金）１３時 30 分より開催することを確認した。

（以　上）

北海道運輸局海事振興部船員労政課